

岩手県県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

岩手県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩手県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(不動産取得税の申告書等の様式)			(不動産取得税の申告書等の様式)		
第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。			第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。		
条 項	書類の様式	様式番号	条 項	書類の様式	様式番号
[略]			[略]		
2 条例第60条	不動産()の 価格等の通知書	[略]	2 条例第60条	不動産(土地)の 価格等の通知書	[略]
[略]			[略]		
5 条例第64条の2第2 項又は法附則第11条の 4第1項若しくは第3 項	[略]		5 条例第64条の2第2 項又は法附則第11条の 4第1項	[略]	
[略]			[略]		
6 条例第62条第2項、 条例第64条の2第4項 、条例第64条の3第4 項、条例第64条の4第 4項、条例第64条の5 第4項、条例第64条の 6第4項又は法附則第 11条の4第2項若しく は第4項	[略]		6 条例第62条第2項、 条例第64条の2第4項 、条例第64条の3第4 項、条例第64条の4第 4項、条例第64条の5 第4項、条例第64条の 6第4項又は法附則第 11条の4第2項	[略]	
7 条例第63条、条例第 64条の2第5項、条例 第64条の3第5項、条 例第64条の4第5項、 条例第64条の5第5項 、条例第64条の6第5 項、法第73条の25第3 項(法第73条の27の2 第3項において準用す	[略]		7 条例第63条、条例第 64条の2第5項、条例 第64条の3第5項、条 例第64条の4第5項、 条例第64条の5第5項 、条例第64条の6第5 項、法第73条の25第3 項(法第73条の27の2 第3項において準用す	[略]	

る場合を含む。)又は 法附則第11条の4第2 項若しくは第4項		る場合を含む。)又は 法附則第11条の4第2 項	
8 条例第64条の2第7 項、条例第64条の3第 7項、条例第64条の4 第7項、条例第64条の 5第7項、条例第64条 の6第7項、法第73条 の2第7項又は法附則 第11条の4第2項若し くは第4項	[略]	8 条例第64条の2第7 項、条例第64条の3第 7項、条例第64条の4 第7項、条例第64条の 5第7項、条例第64条 の6第7項、法第73条 の2第7項又は法附則 第11条の4第2項	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

様式第8号の2中

「

納付すべき税額	納付済税額	差引不足税額	納期
			年 月 日から
			年 月 日まで

を

」

「

納付すべき税額	納付済税額	差引不足税額	納期
			年 月 日から
			年 月 日まで
理由			

に

」

改める。

改正前	改正後
様式第26号（第25条関係）	様式第26号（第25条関係）
[略]	[略]
第二次納税義務（保証 債務）を負う根拠規定	第二次納税義務（保証債 務）を負う理由
法第 条第 項該当	
[略]	[略]
[略]	[略]
様式第27号（第25条関係）	様式第27号（第25条関係）
[略]	[略]
上記納税者（特別徴収義務者）	上記納税者（特別徴収義務者）
[略]	[略]

)に係る第二次納税義務者(保証人)として納付(納入)すべき金額

教示 [略]

[略]

様式第27号の2 (第25条関係)

[略]	
納期限	[略]
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第28号 (第25条関係)

[略]	
繰上げ 変更 前の 納期限	[略]
教示等	[略]

[略]

様式第29号ア (第25条関係)

[略]	
執行機関名	[略]
教示	[略]

[略]

様式第30号 (第25条関係)

[略]

)に係る第二次納税義務者(保証人)として納付(納入)すべき金額

理由
教示 [略]

[略]

様式第27号の2 (第25条関係)

[略]	
納期限	[略]
理由 教示	[略]
[略]	

[略]

様式第28号 (第25条関係)

[略]	
繰上げ 変更 前の 納期限	[略]
理由 教示等	[略]

[略]

様式第29号ア (第25条関係)

[略]	
執行機関名	[略]
理由 教示	[略]

[略]

様式第30号 (第25条関係)

[略]

担保財産	[略]
教示	[略]

[略]

様式第33号（第25条関係）

[略]	
上記納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額	[略]
円	[略]
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第36号（第25条関係）

[略]	
その他必要事項	
教示	[略]

[略]

様式第37号（第25条関係）

[略]	
その他	

担保財産	[略]
理由	
教示	[略]

[略]

様式第33号（第25条関係）

[略]	
上記納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額	[略]
円	[略]
理由	
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第36号（第25条関係）

[略]	
その他必要事項	
理由	
教示	[略]

[略]

様式第37号（第25条関係）

[略]	
その他	

必 要 事 項	
教 示	[略]

[略]

様式第43号 (第25条関係)

[略]	
担保の提供期限	[略]
教 示	[略]
[略]	

[略]

様式第44号 (第25条関係)

[略]	
抵 当 権 の 内 容	[略]
教 示	[略]

[略]

様式第45号 (第25条関係)

[略]	
保 全 差 押 金 額	[略]

必 要 事 項	
理 由	
教 示	[略]

[略]

様式第43号 (第25条関係)

[略]	
担保の提供期限	[略]
理 由	
教 示	[略]
[略]	

[略]

様式第44号 (第25条関係)

[略]	
抵 当 権 の 内 容	[略]
理 由	
教 示	[略]

[略]

様式第45号 (第25条関係)

[略]	
保 全 差 押 金 額	[略]
理	

教示	[略]
----	-----

[略]

様式第67号（第33条関係）

[略]

[略]

備考1～4 [略]

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

教示	[略]
[略]	

[略]

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]	
今回納付すべき金額（①+⑤）	
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]	
今回納付すべき金額（①+⑤）	
教示	[略]
[略]	

[略]

理由	[略]
----	-----

[略]

様式第67号（第33条関係）

[略]

[略]

備考1～4 [略]

5 平成18年度以前の賦課決定に係る徴収金で県に払い込んだ金額がある場合は、当該金額に100分の7を乗じて得た金額を摘要欄に記載してください。

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

理由	[略]
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]	
今回納付すべき金額（①+⑤）	
理由	[略]
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]	
今回納付すべき金額（①+⑤）	
理由	[略]
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第71号の8 (第35条の7関係)

[略]

[略]	
今回納付すべき金額 (①+⑤)	
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第72号 (第36条関係)

[略]

[略]	
所得控除額	[略]
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第84号 (第43条関係)

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。 ア・イ [略] ウ 地方税法附則第11条の4第3項(認定中小企業承継事業再生事業者の取得に係る不動産取得税の減額)

1~4 [略]

5 計画の名称等(ウに該当する方は、記載してください。)

↳

計画の名称	認定日
	・

[略]

様式第85号 (第43条関係)

[略]

様式第71号の8 (第35条の7関係)

[略]

[略]	
今回納付すべき金額 (①+⑤)	
理由	
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第72号 (第36条関係)

[略]

[略]	
所得控除額	[略]
理由	
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第84号 (第43条関係)

[略]

[略]
次の該当する項目の記号を○で囲んでください。 ア・イ [略]

1~4 [略]

[略]

様式第85号 (第43条関係)

[略]

[略]

岩手県県税条例（以下「条例」という。）第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。

ア～キ [略]

ク 地方税法附則第11条の4第4項（認定中小企業承継事業再生事業者の取得に係る不動産取得税の徴収猶予

[略]

ア～キ [略]

ク 計画の名称等

計画の名称	認定日
	_____ . _____ . _____

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア～キ [略]

ク 地方税法附則第11条の4第4項（認定中小企業承継事業再生事業者の取得に係る不動産取得税の還付
）

ア～キ [略]

ク 計画の名称等

計画の名称	認定日
	_____ . _____ . _____

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]

今回納付すべき金額 (⑤+⑨)

[略]

教 示 [略]

[略]

[略]

様式第92号（第46条関係）

[略]

[略]

[略]

岩手県県税条例（以下「条例」という。）第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。

ア～キ [略]

[略]

ア～キ [略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア～キ [略]

ア～キ [略]

[略]

様式第89号の4（第43条の3関係）

[略]

今回納付すべき金額 (⑤+⑨)

[略]

理 由
教 示 [略]

[略]

[略]

様式第92号（第46条関係）

[略]

[略]

経 営 場 所	[略]
------------------	-----

教 示	[略]
--------	-----

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]	
合計納入（納付）金額	[略]
教 示	[略]
[略]	

[略]

様式第113号（第59条関係）

[略]

記載要領

1～7 [略]

8 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。）

(1)～(6) [略]

様式第120号（第59条関係）

[略]	
合計納付金額	[略]

経 営 場 所	[略]
------------------	-----

理 由	
教 示	[略]

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]	
合計納入（納付）金額	[略]
理 由	
教 示	[略]
[略]	

[略]

様式第113号（第59条関係）

[略]

記載要領

1～7 [略]

8 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。）

(1)～(6) [略]

(7) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5 t超12 t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）・・・7

(8) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（12 t超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）・・・8

様式第120号（第59条関係）

[略]	
合計納付金額	[略]

教示	[略]
[略]	

[略]

様式第121号（第60条関係）

[略]	
[略]	
<p>岩手県県税条例第99条の7第1項及び岩手県県税条例施行規則第60条第1項の規定<u>によって</u>、次の事務所又は事業所に係る軽油引取税の特別徴収義務者として、<u>あなた</u>を指定したので通知します。</p>	
1・2 [略]	

教示	[略]
----	-----

[略]

様式第121号の11（第63条の3関係）

[略]	
合計納入（納付）金額	[略]
教示	[略]
[略]	

[略]

理由	
教示	[略]
[略]	

[略]

様式第121号（第60条関係）

[略]	
[略]	
<p>岩手県県税条例第99条の7第1項及び岩手県県税条例施行規則第60条第1項の規定<u>により</u>、次の事務所又は事業所に係る軽油引取税の特別徴収義務者としてあなたを指定したので、<u>通知</u>します。</p>	
1・2 [略]	

理由	
教示	[略]

[略]

様式第121号の11（第63条の3関係）

[略]	
合計納入（納付）金額	[略]
理由	
教示	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第4号（第3条関係）	様式第4号（第3条関係）
[略]	[略]
免除する（取り消す）期間又は事業年度	[略]
免除する（取り消す）税額	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

様式第6号ア（第3条関係）

[略]		
自動車取得税	<u>免除する税額</u>	[略]
自動車税	<u>免除する期間及び税額 取り消す</u>	[略]
[略]		

[略]

様式第6号イ（第3条関係）

[略]	
<u>免除する期間及び税額 取り消す</u>	[略]
[略]	

[略]

様式第6号ア（第3条関係）

[略]		
自動車取得税	<u>税額</u>	[略]
自動車税	<u>期間及び税額</u>	[略]
[略]		

[略]

様式第6号イ（第3条関係）

[略]	
<u>期間及び税額</u>	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第3条 岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>様式第1号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>最終 処分場</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>教示 [略]</p> <p>[略]</p>	[略]		最終 処分場	[略]	<p>様式第1号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>最終 処分場</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>理由</p> <p>教示 [略]</p> <p>[略]</p>	[略]		最終 処分場	[略]										
[略]																			
最終 処分場	[略]																		
[略]																			
最終 処分場	[略]																		
<p>様式第9号（第19条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>合計納入（納付）金額</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>教示</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]		合計納入（納付）金額	[略]	教示	[略]	[略]		<p>様式第9号（第19条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>合計納入（納付）金額</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教示</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]		合計納入（納付）金額	[略]	理由		教示	[略]	[略]	
[略]																			
合計納入（納付）金額	[略]																		
教示	[略]																		
[略]																			
[略]																			
合計納入（納付）金額	[略]																		
理由																			
教示	[略]																		
[略]																			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正前の岩手県税条例施行規則様式第84号、様式第85号、様式第86号及び様式第113号は、この規則の施行の日以後に提出する申告書等について適用し、同日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。

- 3 第1条の規定による改正前の岩手県税条例施行規則に規定する様式第84号、様式第85号、様式第86号及び様式第113号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。